

Bulletin

2014

Vol. 246

1

The Japan Institute of Architects Kanto-Koshinetsu Chapter



COLONNADE

特集：広がる活動の連携

・ 広がる活動の連携	構想建築設計研究所 上浪 寛	2
・ 地域会他団体連携状況一覧表		3
・ 団体のスタンスを明確にする協議体スタイルの連携	A・A プランニング 青木恵美子	6
・ 社会の変化にตอบสนองする柔軟な活動体の構築	薬田建築設計事務所 櫻井 修	7
・ 文京建築会について	野生司環境設計 野生司義光	8
・ 更に社会への広がりを!	篠田弘子設計室・鞘 篠田弘子	9

新委員会発足

・ 新委員会発足	構想建築設計研究所 上浪 寛	10
・ 国際事業委員会	山下設計 藤沼 傑	10
・ 都市・まちづくり委員会	三菱地所設計 亀井尚志	11
・ 建築・まちづくり委員会	連健夫建築研究室 連 健夫	11
・ 災害対策委員会	中山建築デザイン研究所 中山信二	12
・ 支部委員会一覧		12

FORUM

抱負	鹿田建築設計事務所 鹿田健一郎	14
変わることを楽しむ	日建設計 羽島達也	14
第 23 回保存問題長野大会開催告知	館 KAN 設計工房 丸山幸弘	15
理論合宿 2013、長野県諏訪・岡谷にて	魁綜合設計事務所 北村紀史	16
偶然は必然 そして今	FEIM PLANNING 杉山恵子	17
2013 法人会員サミット報告	三菱地所設計 渡邊顕彦	18
第 72 回アーバントリップ見学記 まちづくりに向けて	日建設計 赤川鉄哉	19
アメリカ広葉樹木材の現地を訪ねて PartII	鈴木理巴建築計画所 鈴木理巴	20
イタリアと日本の比較は可能か	山本想太郎設計アトリエ 山本想太郎	21
東北(南三陸)復興状況視察報告	ケー・デー・シー 天神良久	22
Enabling (エネープリング) の手法としてのシャレットワークショップの可能性	アルキメディア設計研究所 小林正美	23

BACKYARD

選挙公報		24
古文書で蝶と遊ぶ	寺設計 寺 章夫	27
編集後記●「クリスマスプレゼント」		27

広がる活動の連携



関東甲信越支部
支部長
上浪 寛

2013 年 4 月 1 日、JIA は新しい定款を登記し、新法人制度下の公益社団法人に移行した。新しい定款では第 50 条に地域会を定義し、地域会が名実共に公な組織となった。今まで以上に社会活動での地域会の役割が増したと同時に、新しい法人法「一般社団法人に関する法律」の下では本部・支部・地域会に至るまで全国単一組織 JIA のガバナンスの徹底が求められるようになった。しかし公益活動を大きな柱にするとは言いながら、公益社団法人として求められていることは JIA 全体で 50% 以上の公益事業比率であり、全ての事業を公益目的にすることではない。公益社団法人として活動の対象に地域社会を強く意識するようになったと思うが、個々の活動が公益目的事業に該当するかどうかの見極めをしっかりと行う必要がある。事業の目的、実施方法等に疑問がある場合、または事業規模が大きな場合は支部事務局を経由して本部の公益事業委員会に相談すればいつでも協力を得られるので活用していただきたい。

2011 年 UIA 東京大会を契機に、様々な場面で設計他団体との連携が進んでいる。本部三会では今年 3 月から協議してきた「建築物の設計・工事監理の業の適正化及び建築主等への情報開示の

充実」に関する共同提案書を 11 月にしたためた。関東甲信越支部では 2012 年 3 月から JIA 会館で毎月、東京建築士会、東京都事務所協会と東京三会建築会議を開催し、一つの成果として東京都の建築部長と定期的な懇談会が開催されている。いくつかの地域会でも他団体との連携が進んでいる。一般社会に対する建築設計者の活動という見地からはいくつもの団体に分かれている方が不自然で、対社会活動においては一体的な共同活動体がわかり易いと思う。一方、連携の在り方によっては JIA の職能団体としての成り立ちを揺るがしかねない、という批判的な意見が多くあることも認識する必要がある。

2008 年 3 月の目黒地域会設立からすでに 5 年が経ち、関東甲信越支部では現在 23 の地域会が活動している。地域会毎に多様な活動形態があり活動の実態も地域性、参加者数などにより事業規模の違いが出ている。他の地域会を含めた会員相互に納得のいく公平な活動費のあり方を活動実態に即して見直す時期に来ている。活発な地域会活動の推進のために皆様の協力を得ながら議論し進めて行きたいと考えている。

■ JIA 関東の地域会と他団体との連携のアンケートから、大きく 2 つのスタイル—会議体（協議会）と連合体—に分けて比較

形態	会議体（協議会）	連合体	その他
特徴	・ 情報共有型	・ 情報発信型	
	・ 行政も含めて、建築関連団体が会議体として協議会を定期的に行う	・ 建築関連団体が連合することで市民に向けて、連合として発信する。	
	・ 各構成団体の特性を尊重している	・ 各構成団体の特性が薄れ、団体としての意見となる。	
	・ 発信先は市民	・ 発信先は、市民とともに行政でもある	
		・ JIA の名称が社会に出ていかない	
主な目的	●行政も含めて建築業界の資質及び技術向上、情報交換を行いながら建築文化の発展と地域市民への貢献を求める	●名前を一つにすることで、より市民に理解しやすくなり、市民への情報発信力を向上させ、地域市民に貢献 ●窓口を一つにすることで、行政への協力、働きかけを強くできる。	

地域会他団体連携状況一覧表（関東甲信越支部）

※ 全地域会から回答をもらっています。

地域会名	組 織 名	形 態	連携数	構成団体	目 的	内 容・規 模
神奈川	神奈川建築会議（建築 3 会）	協議会	3	② ③	各建築関係団体の健全運営、関係団体構成員の資質と技量の向上及びこれらに必要な問題提起、研究、連絡調整、情報交換等を行うことを通じて、神奈川の建築物の質の向上及び建築文化の発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与すること	（事業内容）構成団体間での情報交換、協力関係の確立。県・市などの公共団体への働きかけ。構成団体の拡充による神奈川県での建築関連業界の連携の強化など。合同賀詞交歓会を行っている。（事業規模）3 団体で構成され、企画委員会、CPD 委員会、既存建物耐震委員会の 3 委員会がある。
	神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会	協議会	12	① ② ③ ④	大規模災害における緊急・応急事業や復興事業を迅速かつ円滑に進めるため、数多くの専門知識を有する民間の団体等が事前に専門の人材を組織し、復興に係る支援体制を確立し、もって、被災地域の復興と発展に寄与するとともに、平常時における予防対策に関する支援活動にも寄与すること	（事業内容）1. 大規模自然災害等の被災地域の復興に関する専門的支援活動 2. 大規模自然災害等における復興支援に関する情報の収集活動 3. 平常時における安心・安全なまちづくりに関する支援活動 4. 参加団体、関係団体等との交流・親睦活動 5. ホームページ等による広報活動 6. 地方公共団体等が行なう各種防災事業に関する専門家の派遣・紹介活動 7. その他協議会の目的達成に必要な事業
	神奈川建築コンクール	任意	5	① ② ③ ④	都市景観の形成、歴史・文化の創造及び建築水準の向上等に寄与するものと認められる建造物を厳正な審査により選定し賞を与え、県民の美しい景観に配慮したまちづくり、建築文化の創造、発展に貢献し、地域文化向上が目的。	神奈川県が主催団体となり、4 団体が後援し、後援連携団から審査委員を選出して、1 年間をかけて作品を選定、賞を決定する。
	神奈川県住宅・建築関係事業者支援協議会	協議会				
千葉	千葉県建築設計 6 団体連絡会議	協議会	7	① ② ③ ④	街づくりに関する情報を共有すると共に、その向上を図るための方策を協議・実行する。	県内建築設計 6 団体と千葉県県土整備部が、年に 6 回協議会を開催
	千葉市建築設計・監理業務研究会	協議会	7	① ② ③ ④	千葉市が発注する建築設計・監理業務に係る関係者が、建築設計・監理業務に関する調査・研究等を行い、技術の向上を図る。	県内建築設計 6 団体と千葉市が、年に 2 回協議会を開催
	千葉県建築設計 6 団体技術者講習会	協議会	6	② ③ ④	県内建築設計 6 団体の所属する会員向けの各種業務に関する情報の共有と課題の提議・協議。	
	欠陥建築トラブル法律相談会	協議会	7	② ③ ④	建築に関する専門家として、経験と見識を踏まえ社会に対する貢献と奉仕活動として、司法支援と建築相談を行う。（一般市民のために「欠陥建築トラブル法律相談」を年 1 回開催）	① 裁判所への司法支援 / ・専門委員、調停委員、司法委員、鑑定人の裁判所からの人材要請に協力する。② 弁護士会への司法支援 / ・弁護士活動への専門家としての協力を行う。③ 裁判外紛争処理機関への協力 ④ 建築相談 / ・建築相談を行っている各団体の相談室との情報交換を図る。・建築相談では解決できない事柄について、司法への仲立ちを行う。⑤ 上記活動に関する研究、調査、情報の交換、提言等必要に応じた活動を行う。
埼玉	千葉県建築学生協議会	任意	4	② ③ ④	千葉県内に所在する建築関連学科の大学及び高等学校と建築を通じて広く社会に資するための意見交換をはかり共に、学生の卒業設計を評価することにより精神的支援の一助とすることにより建築文化の創造発展に貢献し、以って公共の福祉増進を寄与することを目的	千葉県内に取材する建築関連学科の学生及び高校生等の優秀作品を集め、作品展示と公開審査を行い、最優秀作品や全国大会出品作品を決定する。作品に対する市民アンケートを実施し、市民賞を授与し市民との交流を図る。1 年間の準備活動を経て、3 月に作品展及びコンクールを実施。
	（社）埼玉建築設計監理協会 学生奨励事業特別委員会			① ② ③ ④	新しい世紀の第一線で活躍が期待される建築系学生の能力向上、育成を図る目的で、次代を先取りした意欲ある作品を広く募集し、若い学生達の考えた創造価値と熱意を奨励し、また一般の方々にアピールを行う目的で卒業設計コンクール展を開催する。	卒業設計コンクール展を開催し、地域に限らず優秀な作品を表彰（最優秀賞、優秀賞など）する一方、埼玉県の地域に根ざした優秀作品を埼玉賞として表彰する。JIA 埼玉では JIA 埼玉賞を設け、その作品を JIA 全国学生卒業設計コンクールの埼玉県代表に推薦する。

構成団体名：①行政庁 ②建築士会 ③建築士事務所協会 ④その他団体（JIA 地域会を除く）

地域 会名	組 織 名	形 態	連携 数	構成 団体	目 的	内 容・規 模
埼 玉	蓮田白岡衛生組合		2	④	子供たちに「ものづくり」の楽しめとリサイクルに関心を持ってもらう	蓮田白岡環境センター内で行われる、エコプラザまつりにおいて、子どもたちとリサイクル品を活用した空間をつくるワークショップを開催、JIA 埼玉ではワークショップの企画提案及びファシリテーターを派遣
	埼玉県街づくり懇話会	任意		④	懇話会は県民に、「良い街づくり・質の高い建築が出来ることを支援する」目的で、行政と民間で話し合う場をとして設置された。この会の話題が将来、埼玉の質の高い財産形成に貢献し、県民の豊かな生活に寄与することを期待している。	「既存の建築と街づくり」「新しい建築と街づくり」の二つの柱は街づくりの大きな要素をもって、「埼玉県建築物・街づくりプランナー制度」（仮称：県・建街企画士制度）の成立に向け話し合っていく。又、この制度を作るにあたり、この会で話題としてきた以下の事を含め話し合う。 1. 建築基準法及び建築関係法令について 2. 街づくり関連
	SMF （サイタマ・ミューズ・フォーラム）	任意		④	SMFはさまざまな生き方をしてきた人が集い、触発し合いながら、まだ見たことも聴いたことも経験したこともないようなモノゴトを創りだすこと、これまで見えなかったモノゴトが見えるようになること、これまでとモノゴトが違って見えるようになり、生きることが豊かになることを目指して活動する。（SMF 定款より）	SMFは既成のジャンルにとらわれない自由な視点からさまざまなアートプログラムを企画し、アートをめぐって多くの人がつながっていくためのプラットフォームである。SMFは埼玉県内各地のミュージアムをキーステーションとし、美術、建築、音楽、文学、ダンス、パフォーマンス、地域活動など、さまざまな領域のメンバーで活動し、そのための事業を企画立案し開催する。（SMF 定款より）
	ヒアシンスハウスの会	任意		④	本会は、多くの方々のご厚意により設立された「ヒアシンスハウス」を維持管理するとともに、芸術と自然への愛と共感を育むシンボルとして活用し、豊かな地域文化創造の一助となることを目的とする（会則より）。	「ヒアシンスハウス」の維持管理及び土・日・祝日及び水曜日のハウス開室（内水曜日は JIA 埼玉が担当）。年 1 回「ヒアシンスハウス夢まつり」を開催（原則として 11 月 3 日）
	新木場倶楽部	任意	10 ～ 20	④	日本建築の伝統を支えてきた構法は木造でその主要な材料は木材である。新木場は首都圏の木材供給拠点としての役割を果たしてきたが、社会状況の変化で、この地域の材木商の数は、木場からの移転時と較べると半数以下に減っている。この現状を打開し、木造技術を次代に伝えるための情報を発信し、木造建築の普及に努めようと発起した若手材木商の団体が「新木場倶楽部」である。	「新木場木まつり」を産官連携により過去 6 回開催し定着してきたが、一般消費者及び次世代を担う若年層へこの活動を拡げることが課題として残った。そこで芝浦工業大学と共催しシンポジウムを中心にした学生が参加しやすいイベントとして試行した。伝統の側面から日本の木造建築の特徴を学び、木材需給の新たな可能性を模索する連続シンポジウムの企画立案を JIA 埼玉で担当する。
	（一社）日本建築学会 埼玉支所主催 「埼玉住まい・まちづくり交流展」			④	埼玉県内の建築関係の諸団体、まちづくりにかかわる NPO 諸団体の意見交換及び情報交換	今年度は身近な歴史的資産の維持管理及び活用をテーマに「困りごと博覧会」
栃 木	栃木県マロニエ建築賞 運営委員会	協議会	5	① ② ③ ④	都市景観の形成、歴史・文化の創造及び建築水準の向上等に寄与するものと認められる建築物又は建築物群（以下建築物という）を表彰し、県民の美しい景観に配慮したまちづくりに対する意識の高揚と建築活動の活性化を図る。	栃木県内建築関係団体が主催団体
群 馬	ぐんま 街・人・建築 顕彰会	顕彰会	6	② ③ ④	「ぐんま 街・人・建築 顕彰制度」は、私たちのぐんまがこれからも豊かに、創造性あふれる永続的な発展を続けるために、広く街づくり、建築活動に係わる多くの人々に焦点をあて、その取り組みに顕彰を行い、ぐんまの発展、さらにわが国の発展に寄与しようとするものです。	群馬に係わりのある街づくりや建築活動、そこで貢献されている人々に焦点をあて、建築関係団体のホームページやメディアにより顕彰候補者の募集を行います。最も優れたものを「ぐんま 街・人・建築 大賞」、今後さらなる活躍が期待されるものを「ぐんま 街・人・建築 奨励賞」とし、各 1 点ずつを顕彰します。
長 野	長野県住まいづくり 推進協議会	協議会	17	① ③ ④	住まいづくりを取り巻く様々な課題への対応に向けて県民の住まいづくりに対する支援並びに住宅関係産業の活性化などに連携して取り組むことを目的とする。	・地域型住宅ブランド化事業支援 ・省エネ住宅施工技術育成支援 ・環境エネルギー性能評価指標取得講習会 ・平成 25 年住宅省エネ講習会

地域 会名	組 織 名	形 態	連携 数	構成 団体	目 的	内 容・規 模
長 野	松本美術館	行政 団体			松本市美術館との共同企画「みつめようくらしの場。ひと、まち、建築」の中の事業の一つとして、J I A 長野県クラブの建築祭（学生卒業設計コンクールと文化講演会）を行っています。また中信地区で開催することは、参加する学生や建築に関心の高い市民にとっても利便性が良く、貴重な機会をつくります。	建築祭は学生卒業設計コンクールと文化講演会を中心とした 2 日間、松本市美術館を会場に開催。一般市民、学生、J I A 会員を対象に実施し、例年 150 名以上の参加がある。
中 野	中野まちづくり活動 ネットワーク	休眠中	6 ～		都市計画マスタープラン策定家庭を経て、都市計画／まちづくりへの感性が区民有志に広がった 2002 年に各活動団体や個人間の情報共有と横のつながりを図り、住民参加のまちづくりのムーヴメントを強化を目的	まちづくり推進協議会は当時中野区まちづくり公社との連携で発足し建築及び不動産の専門家集団との連携体。在は情報共有の ML は活きていて活動告知等に活用されている。
杉 並	杉並建築会	任意	3	② ③	各種の建築関連団体についての内容が一般人にはとても理解しがたい。組織を一まとめにした窓口をつくることで、社会のニーズに受け皿となり、行政への協力、行政への働きかけがし易くなる。更に、それぞれの果たす役割も見えてくることで、各団体の専門性を発揮できるものとする。	未確定
文 京	文京建築会	任意		②		
千 代 田	エンジン O 1 文化戦略会議	協議会	3	① ④	公益活動を行うにあたり、共催事業や後援などで名を連ねることにより、より広い広報活動が展開できる。	1、防災活動、防災支援活動等（千代田区 / 行政） 2、災害時の心構えの基礎教育（エンジン O1 / 文化団体）
目 黒	目黒建築会	協議会		② ③ ④	目黒区内の建築 3 団体が連携し、目黒区行政とも協力して地域における建築と環境、文化に関わる想像と発展に寄与することを目的とする。	まだ、正式発足しておらず、不確定であるが、既に気仙沼復興支援計画の提案を目黒区とともに、現地にて市長はじめ被災者に模型やパネルを用いて提案するなどの実績がある。

構成団体名：①行政庁 ②建築士会 ③建築士事務所協会 ④その他団体（JIA 地域会を除く）

■ 地域会の連携ケース

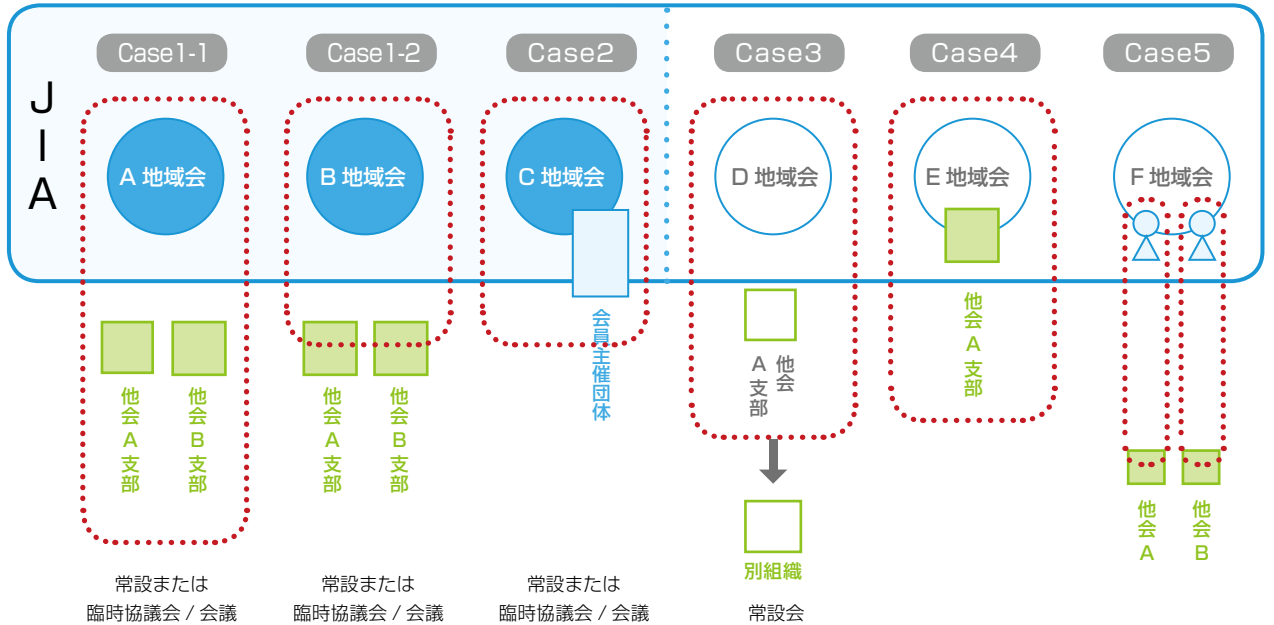
- Case1-1

Case1-2

Case2
- Case3

Case4

Case5
- 地域会と他団体が団体として対等
- 地域会と他団体の一部が交流
- 地域会と会員主催団体が兼用
- 地域会と他団体同士が別の組織をつくる
- 地域会に他団体が内包されている
- 地域会の会員が個人的に他団体の参加する



団体のスタンスを明確にする協議体スタイルの連携



神奈川地域会
代表
青木恵美子

今年も間もなく暮れようとしていますが、今年度日本建築家協会は公益社団法人として新法人を歩みだしました。定款の中に「地域会」の文言が加わり、公益として市民へ開かれた団体活動の根幹を成す地域会の有り様など様々なことが浮かび上がってきていますが、神奈川地域会の事例をここにご紹介します。

■ 建築三会

神奈川地域会では他団体といくつかの連携組織がありますが、大きくは3つあります。まず10年ほど前から神奈川県建築士会、神奈川県建築士事務所協会と「建築三会」として連携してきました。前身はCPDを共有することからスタートしたCPD委員会、耐震を検討する既存建築物耐震委員会と分かれて協議会が行われていましたが、各団体の健全な運営の為に建築に関わる情報交換・問題提起などを行い、神奈川の建築物の質の向上及び建築文化の発展を図り、公共の福祉の増進に寄与を目的に、昨年「神奈川県建築会議」と名称変更し、その中に委員会を組織しました。活動内容は委員会ごとの協議会議は勿論、行政への陳情、耐震建物の情報交換、災害時の連携、勉強会やシンポジウムの連携と協力、合同賀詞交歓会などを各団体のスタンスを保持しつつ連携することで、行政を含め風通しの良い協議体スタイルとなっています。ただ問題点は、JIA 神奈川は他の2団体とは組織の規模が異なることですが、互いに理解して推進しています。

■ 神奈川県大規模災害対策土業連絡協議会

「神奈川県大規模災害対策土業連絡協議会」は、神奈川県を含め12の土業が連携する協議会です。大規模災害における緊急応急事業や復興事業を迅速かつ円滑に進める為に各専門家の立場で協議し、災害時に備え復興支援体制を確立し平常時の予防対策も検討する協議会です。神奈川地域会は横浜市とも災害時支援体制の協定を締結しています。安心安全なまちづくりと同時に災害時の準備体制を検討しています。

■ 神奈川建築コンクール

「神奈川建築コンクール」は神奈川県と県下12市が主催し、神奈川地域会含む建築関連9団体が協賛団体と参加し、今年で57回目を迎える美しい景観形成に配慮したまちづくり、建築文化の創造と発展に貢献し地域文化の向上を目的の歴史ある事業です。

これら3連携組織及び事業は年間定額を地域会活動費から拠出して運営を行っていますが、活動費拠出がなく人力だけが参加する連携は、市との災害対策協議会、歴史的建造物保全対策協議会等他にもあり、今後は空家問題対策協議会なども予定されているなど建築を取り巻く問題が山積しています。

建築関連他団体との連携は、市民へ開かれた公益団体として、市民社会との関係性から必要であり、また活動の一端を成すものとして必須であると思いますが、その形態は地域会ごとの特徴もあると推測します。市民から見れば関連団体の違いが判別しにくい為に連携形態を合同一団体にする考えもありますが、各々団体の意見を明確にし互いにリスペクトし合うスタンスでの連携が必要と考えます。

～社会の変化に応答する柔軟な活動体の構築～



千葉地域会
代表
櫻井 修

■「千葉県建築設計6団体連絡協議会」による連携活動の推進

千葉県には、社会貢献を通して会員の職能の社会認知と業務環境の改善を目指す「千葉県建築設計6団体連絡協議会」(構成: 県建築家協会・JIA 千葉、県建築士会、県設計事務所協会、建築学会千葉支所、JSCA 千葉、県設備事務所協会)があり、具体的活動を展開する為、同実務者会議、県との連絡会議、千葉市との建築設計・監理業務研究、県指定確認検査機関との意見交換、県産学連携建築連絡会議による情報・意見交換等が定期・不定期に行われています。主な活動は学生賞、建築展、耐震判定協議会、市原市景観アドバイザー、県建築相談、見学会・講習会等ですが、種目により参加団体数が異なっています。その内、学生賞及び県との連絡会議は、25～30年間にわたり建築展とともに連携活動の根幹です。特に“県との連絡会議”(平成25年10月179回)は行政の政策実施背景の確認、平素の会員業務に対する技術・倫理観の向上、クライアントへの意識付けの場となっています。

■活動の成果と反省



要望書

活動の内、この3年間、各会会員の県内全54市町村の訪問・説明による“社会貢献はまず会員の業務環境の改善”を目的とした「要望書」及び資料は、各自治体への情報提供となり、業務発注形態の見直しあるいは新たに実施する方向に向

かう状況となりました。これは連絡協議会活動の最大の成果であり、県との長年にわたる継続的な連絡会議を通して得られた信頼関係によるものです。各会においても連携活動の社会的影響の大きさを実感することができました。今後も各自治体に対し継続的な活動を行います。又、本活動は、会員のみならず千葉県で業務する全ての設計・監理事務所に対しても業務環境の改善に寄与することとなりました。しかし、要望に対し、設計・監理業務遂行に対する姿勢の甘さや資質の向上が求められていることも思い知らされました。

■活動運営の応分負担

連携活動には応分の負担が伴います。事務局、人選、活動費、各種資料作成等において、各団体事情を理由にその負担回避はできず、特に事務処理、運営面で、これまでの地域会形態や運営費では連携活動は不可能な状況です。“口先だけの参加は許されない”のです。

■“活動成果を共有・実感できる柔軟性のある地域活動体”の構築

活動趣旨によっては“構成団体の公益性”が求められるようになりました。これまで当地域会は任意団体である千葉県建築家協会という大皿の中、“千葉県建築家協会(JIA 千葉)”として、活動主体はJIA 千葉、事務処理及び運営費の確保は県建築家協会(両会の代表は同一者)という役割を持ち、団体内連携体として多大な運営費の支援による広範囲な活動を行うことができたが、社会の変化や連携活動の公益性・多様化・拡大化に伴い、他団体や行政・市民のみならず会員間の理解や積極的参加が得られにくい図式です。JIAの公益法人化を契機として活動は地域会活動を基本とする中、“活動成果を千葉より発信”できる環境となりました。活動には各会員の新たな役割や会費負担が伴いますが、意志ある会員による活動成果を共有・実感できる柔軟性のある活動体として、“活動体をJIA 千葉地域会に集約”することで単独及び連携活動が大きく前進・発展すると確信します。社会はいわゆる地域特性重視の時代に変わりました。まずは千葉で活動するJIA会員の千葉地域会へ集結を期待いたします。

文京建築会について



文京地域会
代表
野生司義光

東京に地域会を作ると関東甲信越支部で決まった時、私が副支部長で、そのミッションを仰せつかった。そのため JIA の文京地域会を作ることになり、初代表を菊竹清訓先生にお願いをした。

その後、2、3 年をして、栗生明さん、山下保博さんと年末に忘年会をしているとき、建築界に色々な団体が多すぎるとの話から、三会将来的には一緒にしたらどうだろうかと、提案したところ、皆さんから賛成を頂いた。しかしながら、トップで三会と一緒にすることはなかなかできないと思うので、文京区の中だけでも一緒に出来ないかと、話を投げかけてみた。それに対して、皆さんが賛同して下さり、早速年明け 1 月に、東京建築士会の文京支部が現在ないので、すぐ立ち上げる事になった。2 月上旬に士会の文京支部立ち上げの案内をしたところ、100 人以上の方が集まり、反響の大きさに驚いた。日総建の蜂須賀（故人）さんに支部長をお願いしたところ、快くお引き受けして頂いた。

毎月 1 回の例会をすることを決めたが、毎回 40～50 人程度の方々が集まるので、会の中身を濃いものにしないといけないと、プレッシャーがかかった。文京地域会の時は、10 人程度の会合で

したので、この差は非常に大きく、かなり高齢の方も毎回でてこられて、嬉しかった。

今、JIA 関東甲信越支部、東京建築士会と東京都建築士事務所協会とで、月に 1 回「建築三会合同会議」行っている。そしてこの会議で出たことを、4 か月に 1 回、東京都の部長も参加して頂いて、「東京建築三会行政懇談会」開いている。これにより、三会の中はもとより、東京都とも風通しが良くなっている。

国レベルで考えてみると、日本建築家協会、日本建築士連合会と日本建築士事務所協会連合会三会で、今回、建築業法の提案の議論を重ね、国交省に提出をした。国レベルにおいても三会との間で風通しが良くなっていると思う。

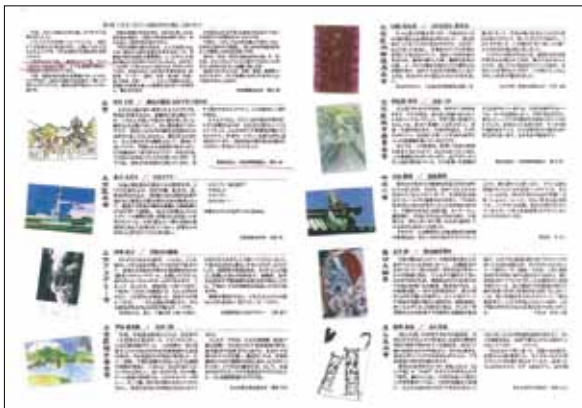
文京建築会は、学生から 30 代の方々までの、「文京建築会ユース」という団体を作っている。

文京建築会をサポートすることは、もちろん、ユース独自の活動を積極的に行っている。

その中に、文京区の銭湯の実測調査があり、文京区、台東区で展示会を行っている。



上・下 ご近所のぜいたく空間“銭湯巡” in 文京



上・下 第 3 回文京・見どころ絵はがき大賞

更に社会への広がりをも



杉並地域会
代表
篠田 弘子

JIA 杉並地域会は 2003 年 3 月に発足してから、セミナーや、まち歩き、そして区の事業「コミュニティカレッジへ」の参加など杉並にまつわる事業や、会員が関わった各地方での業績を訪ねることを中心に、その地域の JIA 会員との交流をはかる「アーバントリップ」などを開催してきました。2008 年からは「土曜学校」を開設し、年 5 回、様々な学習やイベントの企画をこの土曜学校に集約し展開すること、「アーバントリップ」との 2 つの企画を中心に活動を続けてまいりました。

2013 年、それまで準備をされてきた東京建築士会杉並支部の立ち上げに伴い、東京都建築士事務所協会杉並支部と JIA 杉並地域会との 3 会連携組織「杉並建築会」を立ち上げることにしました。

規約書の内容から抜粋いたしますと、(■印)

■目的：本会は、杉並区の地域特性を踏まえ、専門の職能領域である建築、都市、環境等に関する分野において地域貢献活動を行うことを目的とする。

■活動：前条の目的を達するため、下記の活動を行う。

- 1) 行政に対する建議、提言
- 2) 講演会等、専門領域に関する啓発活動
- 3) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

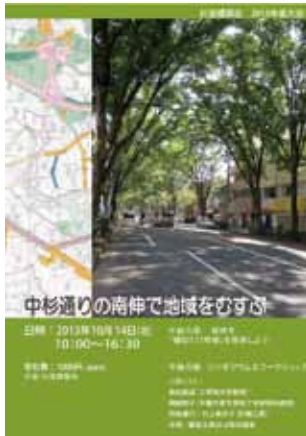
ということで、2013 年 6 月 19 日に発足会・記念講演・懇親会をセッション杉並にて開催いたしました。講演は、陣内秀信氏「中央線がなかったらみえてくる東京の古層」というご自身の著書の内容で、杉並に生まれ育った氏ならではのテーマは、身近に

興味をもった聴衆をひきつけたものと思います。この記念講演・懇親会には、区長はじめ区の職員も参加下され、会の目的にあります行政との関係に一步踏み出していかれたかと考えます。

■大会：建築、都市、環境等に関する大会を開催する。

2013 年 10 月 14 日「中杉通りの南伸で地域をむすぶ」というテーマで杉並を南北にむすぶ計画道路「補助 133 号線」を探索する街歩きを行い、引き続きワークショップのあとシンポジウムを開催いたしました。パネリスト倉田直道氏、岡部明子氏をお迎えし、区職員の方を含む 52 人の参加者による、文字通りの大会となりました。杉並区の南北をむすぶ生活に密着した幹線道路が無く、実現されず長く放置されてきた「補助 133 号線」の近辺を直接歩くことで、「見えてくるもの気付くこと」は多く、区の街づくりに展開できれば期待します。

しかし、建築家 建築士 そして建設業など何をする人達なのか、見えにくい各組織や業種の窓口をその専門性で連携し一本化することで、解かりやすくすることが、求められているはずですが、この「専門家集団」がどこまで社会に開かれたものとなり、参加型の組織となりうるかが、今後の課題かと考えます。



2013.10.14 大会案内チラシ



大会 まち歩き区役所前集合



大会 シンポジウム

新委員会発足



関東甲信越支部
支部長

上浪 寛

今年 9 月の関東甲信越支部役員会で支部に新しく 5 つの委員会、1 つの部会が設立されることになった。災害対策委員会、国際事業委員会、建築・まちづくり委員会、都市・まちづくり委員会、環境委員会（環境ラボと調整中のため委員長はまだ未定）、再生部会である。今まで本部には同様の本部委員会・部会があり、JIA の長年にわたる知見を重ねながら活動し、社会的にも JIA の名前を広める役割を担ってきた。本部理事会では公益社団法人移行に伴い委員会再編を決議し、以下の方針のもとに再編を進めている。

1. JIA は単一組織であり、活動においては本部、支部、地域会の境界は無く、全て JIA 事業である。
 - この委員会再編により JIA 本部、支部、地域会の役割を再確認すると共に、本部のスリム化を図り、地域の活性化を促進する。
2. 定款第 4 条の事業活動は JIA 会員全体（支部、地域会）で担う。
 - 支部間の連携を通して地域のスキルアップを推進し、蓄積した知見を JIA 全体の活動に広げる。
3. JIA 本部は会の維持管理、外交、会員サービスの充実に主たる役割とする。
 - 活動は支部主体とし、JIA 全体の事務局体制の中で負担を分担する。
4. 個々の問題に対する連携と知見蓄積の重要性から JIA 全国会

国際事業委員会

ミッション / 当面の活動

委員長

藤沼 傑

ミッション

- ー 海外の建築家団体との交流を促進し、海外情報の収集および会員への発信を行う。
- ー 会員の海外展開を支援するための情報収集および情報提供をする。
- ー 若手会員の国際化を支援するための各種研修制度を検討、実施する。

議を置く。

- 全国会議は等しく JIA（理事会）のミッションを受け、支部連携で活動する。

対外的にはどの支部の委員会も全て JIA を代表する活動である。しかし内部的には本部と支部の役割分担並びにその活動の位置づけを明確にする。本部委員会委員のコアとなる委員は東京周辺に集中しているが、支部の委員会に WEB を効果的に利用しながら全国から参加することができれば、東京のみに委員会を集中させる必要はないのである。良い事例がゴールデンキューブ賞である。これは UIA 本部の活動にならって日本支部である JIA が募集している賞で、就学前から 18 歳までの子供を対象にした、建築やまちづくりの教育活動並びに教材を公募し表彰するものである。3 年前の 2011UIA 東京大会で初めて公式な JIA 事業として UIA・GC 賞が開催されたが、今年度は東海支部が事務局を担当しながら、全 JIA の活動として全国規模でサポートすることになっている。各支部の活動が全国的、世界的に共有できるものならば、JIA を代表することができる事例だ。本部委員会だから対外的に対応できて支部委員会だから対応できない、と自ら枠をはめることなく、支部間の連携を行いながら活動すれば JIA 全体が大きな力を持てるようになると考えている。

当面の活動

- ー 上海建築学会との交流を促進し、若手研修制度を検討、実施する。

都市・まちづくり委員会

都市・まちづくり委員会のミッションについて

委員長

亀井 尚志

旧都市づくり街づくり推進委員会では、建築物やその周辺環境を通して都市づくりや街づくりのあり方について議論し、情報発信等を行って来た。

支部委員会となった都市・まちづくり委員会においても、これまでの活動を踏まえ、建築物単体をどう良く作るかという視点を超え、建築物の集団としての都市やまちのあり方はどうあるべきか、又、建築物を取り囲む土木工作物や緑及び公共空間も含めた景観はどうあるべきか、更には、ハードとしての都市やまちの空間をより良くするためのコミュニティ等のソフト面はどうあるべきか等、「社会システム」として都市やまちを捉え、議論を行い発信していくことが与えられたミッションだと考える。

現時点では、これまでも行ってきた次の 4 つの活動をベースとして上記のミッションに忠実に従っていくことを想定している。（その活動のうちでも、特に②と③については、JIA 側の代表として、協働、支援を行ってきたものである。）

① 良好なまちづくりの事例収集、分析

日本や世界の各地で進められている良好な都市やまちづくりの事

例を収集し、それがどのような要因によってもたらされているのかについて分析を行い、紹介する。

② 建設コンサルタンツ協会（JCCA）との協働

JCCA の土木分野の技術者と交流を行い、より良い都市空間や景観づくりのための協働セミナー、シンポジウム等を開催する。

③ 国土交通省「街づくり担い手事業」への支援

景観まちづくり協議会への参加を通じて、地域の街づくりの担い手に対する支援活動を行う。

④ 復興支援

宮城地域会等に対し復興まちづくりのための調査、住民ヒアリング等の支援を行う。

尚、当委員会の委員には都市づくり、まちづくりといった幅広い知見が求められるが、各委員の専門性を効果的に委員会活動に活かすために、委員の任期を極力長く（三期）、又、活動の幅の広さに対応するために委員の定数も極力多く（12 名程度）設定して頂きたい。

建築・まちづくり委員会

「建築・まちづくり委員会」のミッション

委員長

連 健夫

英国に CABE（Commission for Architecture and the Built Environment: 建築・まちづくり機構）があります。これは良質な建築、まちづくりをするために政府がつくった専門家の組織で、建築の計画許可申請に必要なレビュー（審査・アドバイス）や自治体の公共建築やまちづくりについての支援、教育や出版活動を行っています。日本における確認申請制度は定量的な判断であるため、建築の質や街の美観といった定性的な判断が入らず良質な建築や街づくりを行うシステムにはなっていません。この委員会のミッションは、良質な建築・まちづくりを行うために、英国の CABE のような建築・まちづくり機構を日本において設立すべく活動することです。日本版 CABE は建築・まちづくり系団体より選抜した専門家を束ねた機構を目指

します。その役割として、①まちづくり協議会支援、②地方自治体の景観行政支援、③公共建築物の設計者選定支援、④教育・研究、⑤広報、です。この設立を推進するための当委員会の具体的活動は、他の建築・まちづくり団体と共に日本版 CABE 推進の意識共有をして広く社会に提言を行い、政府に設立を働きかけること。JIA 会員に対する日本版 CABE の必要性の認識を広げると共に、萌芽事例を集め実績にすること。様々な機会を捉えて CABE 的な活動を積み重ねていくことです。

災害対策委員会

災害対策委員選出のお願い

委員長
中山信二

本部組織改編の基本方針の下、今年度から支部災害対策委が設置され、従来の本部災害対策委の活動の中で、地域が主体となつて活動しなければならない活動を担当して行うことになりました。各地域会におかれましては、2007 年度より本部委の要請に応じて地域会より災害担当委員を選出して頂いておりましたが、未だ全地域会から選出されておられません。支部災害対策委を立ち上げるに際し、本部災害対策委の方々とも協議致し、全面的なサポートを頂くことを前提に、支部内の情報ネットワークを構築することが急務との結論に至り、支部の全地域会から災害対策担当の方を選出して頂きたいと考えます。既に届け出て頂いている地域会のご担当の方を中心に、未だ届出を頂いておられない地域会におかれましては是非どうか、できれば代表の会員に災害担当をお願いしたいと思います。

支部内 24 地域会のメンバーが揃った段階で委員会を立ち上げ具体的な活動方針と委員会委員（10 名以内その他の方は WG 委員）を選出して行きたいと思います。宜しくご理解とご協力の程お願い申し上げます。

支部災害対策委員の基本活動方針

1. 全地域会災害対策担当の選出と WEB によるネットワークの構築
2. 災害支援フロー・災害対策活動リストの地域会員への配布と説明
3. 支部主催の災害対策に関する公益活動（シンポジウム等）の実施
4. 首都圏直下型地震を想定した都・県・自治体の防災活動への協力
5. 他の災害対策活動との連携（本部委との調整必要：災害復興支援機構等）

支部委員会一覧

委員会名	委員長	ミッション・活動内容
総務委員会	左 知子	支部長・役員会の支部運営方針に従い、事務局運営方針を含む下記の総務を担う。 1. 会員入退会審査と本部総務委員会への上申 2. 支部予算書、決算書の素案作成の協力 及び 予算執行状況のチェック 3. 各恒例行事の設定と運営支援 4. 支部組織管理 5. 本部総務委員会との連携 6. 会員増強、支部登録の会員管理 7. その他、支部運営に必要とみとめられるもの
広報委員会	河村大助	会報誌 Bulletin と Web サイトを通して、JIA 会員はもちろん広く社会に向かって下記の情報発信を担う。 1. 委員会による会員のための Bulletin 発行 2. Web サイトによる情報発信 3. 会員の仕事、活動を Bulletin と「建築家 online」を通して広く会員や社会に伝える 4. 支部サバーを活用して独自に委員会・部会・地域会の自主管理サイト開設を支援
相談委員会	山本彬喜	問題を抱えた市民の相談に応じ、住宅にかかわる種々の問題の解決に努めるという奉仕活動を通じて、安全で安心できる快適な環境を作ることを目指し、さらには一般市民の建築および建築家への共感と理解を求める使命を担う。 1. 一般市民向けの無料相談室の開設 2. 一般市民向けのシンポジウムの開催
保存問題委員会	安達文宏	建築文化の継承のみならず、成熟した都市形成の継承のために、建物の保存・活用や景観の保存に関する、下記の活動を担う。 1. 定例委員会 2. 保存要望書等の提出とその後のフォロー 3. 保存問題大会の開催 4. 建物、景観の継承にかかわる問題の検討 5. 見学会、シンポジウム等の開催
苦情対応委員会	篠田義男	市民より寄せられる、会員の業務処理対応への苦情を受け付け、解決へ導くことを使命とする。 1. WEB サイトへの苦情窓口の開設 2. 市民より寄せられた苦情への速やかな対応により、建築家への不満を払拭する

委員会名	委員長	ミッション・活動内容
建築家資格制度委員会	近藤 昇	登録建築家申込者、更新申請者、再登録申請者の支部窓口として、提出書類審査、更新要件の確認をしたうえで、支部認定評議会の審査資料の作成を行うことを使命とする。 1. JIA 会員は、全員登録という本部方針に則り書類審査を行う 2. CPD 単位不足で、更新不可の会員を減らすため有効な行事への参加を促す
顧客支援委員会	大川宗治	自らにふさわしい建築家を探している一般市民に、実績と意欲ある J I A 会員の情報を提供し、一般市民の要求に添えるように支援する。同時に、有能な職能者である J I A 会員の実践的広報を担う。 1. 一般市民向け Web サイト、「建築家に会おう - アーキテツツファイル-」の運営 2. JIA 登録建築家の広報
都市・まちづくり委員会	亀井尚志	美しい国創りを目指した、都市・町づくりに関わることから、専門家として進んでコミットしてその職能を発揮していくことを使命とする。 1. 各行政におかれているまちづくり協議会等への積極的参加 2. 市民団体への助言
建築・まちづくり委員会	連 健夫	良質な建築・まちづくりを行うために、英国の CABE（良質な建築、まちづくりのために政府がつくった専門家の組織）のような建築・まちづくり機構を日本において設立をめざし下記支援を担う。 1. まちづくり協議会支援 / 2. 地方自治体の景観行政支援 / 3. 公共建築物の設計者選定支援 / 4. 教育・研究 / 5. 広報
災害対策委員会	中山信二	1. 全地域会災害対策担当の選出と WEB によるネットワークの構築 2. 災害支援フロー・災害対策活動リストの地域会員への配布と説明 3. 支部開催の災害対策に関する公益活動（シンポジウム等）の実施 4. 首都圏直下型地震を想定した都・県・自治体の防災活動への協力 5. 他の災害対策活動との連携（本部委との調整必要：災害復興支援機構等）
国際事業委員会	藤沼 傑	海外の建築家団体との交流を促進し、海外情報の収集および会員への発信を行い、会員の海外展開を支援するための情報収集および情報提供、および若手会員の国際化を支援するための各種研修制度を検討、実施する。
教育文化事業委員会	堀越英嗣	
アーバントリップ実行委員会	大川直治	建築にかかわる、優れた成果の見られる建築や建築群・ランドスケープや地域環境などを、見学会という形式を通し建物を実見・体感し、プロフェッションとしての技術の研鑽や知識の蓄積を促し、日常の設計計画業務、建築家活動を支援する。また、一般の方々にも見学会参加の門戸を開き、建築に関する理解を広めることを使命とする。
建築セミナー実行委員会	工藤和美 堀場 弘	
JIA トーク実行委員会	東 理恵	年四回、建築以外の分野で活躍されているの方々の講演を企画開催している。映画監督、指揮者、プロダクトデザイナー、ジャズピアニスト、作家、詩人などの方がたの講演が過去行われてきている。（協賛は日新工業株式会社）建築以外の分野の話を聞く事によって、JIA 会員には、刺激やあらたな発想に結びつくような研鑽の機会になること、将来建築界での活躍を期待する学生たち、あるいは、他分野の方がたや近隣の方々にも参加していただくことで、JIA の活動を知ってもらう機会となることが JIA トークのミッションとなっている。
学生デザイン実行委員会	倉本 剛	
大学院修士設計展実行委員会	石田敏明	支部内の建築や建築関連の大学や大学院生と連携・協力した、修士設計の意義と発展を考え、また大学間の交流の場づくりを目指し下記活動を担う。 1. Web 上の「大学院修士設計展」に加え、パネル展示と模型展及び大学教員によるシンポジウムの開催 2. 審査員によるコンペティションとし優秀作品の表彰
アーキテツガーデン実行委員会	藤沼 傑	JIA 関東甲信越支部の主要な恒例年次イベントの一つであり、6 月 15 日の建築家の日に因んで行い、新年の集いと並んで会員の親睦と意識の高揚並びに市民への建築家からの情報発信を図ることを使命とする。 1. 銀座商店会との連携開催 2. デザインウイークとの連携開催 3. 建築会館、建築家クラブを会場とした各会員の発表の場を運営する
環境委員会	未定	
交流委員会	渡邊顕彦	関東甲信越支部の正会員と法人協会員が、共に良い建築をつくるパートナーとして、相互研鑽、技術や情報交流を図り、建築技術ならびに建築物の質の向上発展を目指すことを目的とする。

抱負を語る

抱負

鹿田 健一郎



■ 20 数年前大学を卒業し期待と不安を胸に菊竹事務所に入所した。入所式の翌日から九州で建設が始まったばかりの現場の監理のために常駐することになった。当時「現場は最終設計だ！」と教えられていた。施工の直前まで東京とやり取りを繰り返し検討を重ねていた。目の前で行われる「建築」と「設計」は直結しており、検討された図面が目の前でみるみる実体として表れていった。ここでの全ては当時新人の私にとっては衝撃的な光景であったかもしれない。また現場では設計者と言えども自分の手ではなにひとつ施工はきかないという現実を知るなど、ここが建築や設計者の立場や役割を考える原点となった。

独立して住宅や店舗などを携わることが多い現在においても同じような気持ちで取り組んでいる。

設計者としてクライアントの要望に応え、機能を満たし豊かな空間をつくることは当然である。また建築は規模に関わらずその周囲の人々の記憶や地域社会に影響を与えるわけで、広い視野で考えるよう心掛けていた。しかし東日本大震災の直後、小さな個人事務所として現地の何も役に立てなかった反省は、改めて建築はどうあるべきなのか、自分にできることは何なのか、を考えなおす大きなきっかけとなった。

JIA では様々な手法が議論され多くの建築家の知恵や思想が集結している。そういう議論の場に参加することで新しい発見が必ずあると楽しみに入会した。

そして、今こそ基本に立ちかえり、いかにして社会のために、未来のために、人間のための建築を作るかを考えていきたい。そして多くの人に喜ばれ受け入れられる建築が実現できるよう、師の教えを胸に力を尽くしていきたいと思っている。



笹のアプローチ



和食懐石を気楽に味わえる空間に



和食料理店外観

変わることを楽しむ

羽島 達也



■ 良い建築、設計とは何か。という問いは設計者に共通する深い問題ですが、業務では当然与件に対してクライアントの要求を最大化する功利性の高い設計が求められます。直感的には功利主義的なだけの建築は長い目で見て人を豊かにしないであろうと信じたい気持ちがある一方で、何を以て功利性が高いと言えるのかは、本当に難しい問題です。当然ながら、建築には各々目的や応えるべき欲求があります。オフィスであれば働きやすい空間。住宅で言えば料理がしやすいキッチンなどでしょうか。一言で住みやすい、働きやすいと言っても人によって様々で、更なる経験や科学的な知見の積み上げによって、建築と身体、心理、景観、自然環境などへのありとあらゆる影響、より広大な関係性が見えてくると、働きやすいということだけ取り上げても、それはどんな状態なのか、それが良い建築といえるのか、長い将来にわたってそうあり続けられるのか益々判断が難しくなります。しかし、要求に関係が深い短期的な利益や、証明しやすいものを優先して、無数の関係性から一部切断して推敲を限定し、そのバランスを把握し比べ、設計を確定します。

他方、社会は世界の複雑性を広く認知しつつあり、慣例的な決め方で幸福な納得を得るのは難しいことを、これまでの大規模建築や逃げ地図などの活動を通して実感してきました。

そのような状況において膨大な関係性からより適応的な合理性を見抜くことが当面の打開策だと感じてはいますが、こうした自分自身の考えにも拘泥することなく、柔軟くしなやかに変わり続けられる姿勢で建築を通じて社会と向き合っていきたいと考えています。



ソーニシティ大崎
(現：NBF 大崎ビル)

第 23 回保存問題長野大会開催告知 保存問題長野大会開催に向けて



保存問題長野大会
特別委員会
委員長
丸山 幸弘

■ 今回で 23 回目となる保存問題大会は、2014 年 2 月 15 日(土)・16 日(日)の両日で長野県諏訪地方を会場に開催することになりました。

長野県での開催は、第 1 回大会の松本市、第 12 回大会の長野市に引き続き、今回の諏訪地方で 3 回目となります。

大会のテーマは【「保存は未来への創造である」近代産業の衰退の影響と保存建築物の活用】と題し開催いたします。諏訪地方は、諏訪湖を囲む岡谷市・下諏訪町・諏訪市に八ヶ岳山麓の茅野市・原村・富士見町を加えた 6 市町村を指します。この地域は 7 年に一度おこなわれる諏訪大社御柱祭の際、8 本の柱を分担して曳航（住民が協力し合い御柱を山から引き出し諏訪大社に納める過程）を担当するエリアでもあります。

また、極寒中には諏訪湖の氷が大きくせり上がり諏訪大社上社から対岸の諏訪大社下社へ向かい氷の山が連なる御神渡りでも知られている地域です。

今回のエクスカッションは、岡谷市と諏訪市に残る製糸産業の近代化遺産に絞りました。岡谷市は、明治から戦前に掛けて生糸産業で大きく発展し、シルク岡谷と言われ世界に名を轟かせた生糸産業の拠点でした。当時建てられた近代化遺産が多く残っています。製糸家の中でも片倉組（現在の片倉工業）は群を抜いていました。諏訪市の温泉を利用した従業員の厚生施設が片倉館（国指定重要文化財）です。現在も温泉施設として地域の人のたちや観光客に親しまれています。当時はボンボン船に女工さんを乗せて岡谷市から諏訪市へ諏訪湖を渡っていました。また、片倉館に隣接する諏訪市美術館は市に寄贈されるまでは片倉組の展示館でした。大会の宿泊場所である諏訪湖ホテルは片倉別邸としての迎賓館でした。丸山タンクは、天竜川からポンプで水をくみ上げ製糸工場へ水を送るために共同で造った配水施設です。旧岡谷市役所庁舎も製糸家の寄贈です。その他製糸工場の事務所や蔵倉など魅力のある建物が多く残っており、岡谷は生糸産業が作り出した街です。松本市や上田市など県内に残る旧製糸工場の多くも岡谷市をルーツとしています。

シンポジウムでは、基調講演を地元出身の藤森照信先生にお願

いしました。地域の歴史的背景など踏まえ保存する意味などの興味深い話が聞けるかと思います。パネルディスカッションでは、エクスカッションをふまえ、地元の方と共に「保存は未来への創造である」をテーマに保存の未来を考えます。

戦前から産業の発達と共に建設されてきた近代化遺産の保存すべき意義を掘り下げ、残すべき建築物を如何に活用し残していくか、残すことが地域の発展にあたえる影響は計り知れないものがあると考えます。スクラップ & ビルドの時代を脱却し、新たな創造への道を発見する大会にしたいと思います。

長野地域会では、県内の保存すべき建築の悉皆調査を行っている最中です。前回の長野大会の際行った調査の追跡と、建築家の目で見た保存すべき建築の新たな掘り起こし作業です。大会の際報告できるよう長野地域会会員一同県内を駆け回っています。実りある大会となるよう準備を進めていますので皆様のご参加とご協力をお願い致します。



保存問題委員会

理論合宿 2013、長野県諏訪・岡谷にて

保存問題委員会
委員

北村 紀史

■保存問題委員会では夏の理論合宿が恒例となっています。月例の委員会は懸案についての討議が中心となりますが、理論合宿はそれに関わらず広い議論を実地の見学などを交えながら掘り下げる場となります。今年の合宿は 8 月 24、25 日に 2014 年の保存大会の開催地の長野県諏訪・岡谷で長野地域会を交えて行われました。

諏訪・岡谷地域の近代化遺産の見学

今回の合宿では長野地域会にご案内いただき諏訪・岡谷の近代化遺産を見学しました。このエリアは明治から大正にかけて生糸産業が栄えた時期に建築された施設が数多く残されています。1 日目には岡谷で丸山タンク、旧山一林組製糸事務所、株式会社金上蘆倉庫、旧林家住宅、旧片倉組事務所、旧岡谷市役所庁舎などの近代化産業遺産群を、諏訪では重要文化財の片倉館を訪れました。2 日目は上諏訪周辺で看板建築が散見される街並みを歩き、産業と生活の両面から近代化遺産を見ることができました。さらに合宿の討議は宿泊先の登録有形文化財の諏訪湖ホテル迎賓館を利用させていただき、実地を感じながら議論する貴重な機会を得ることができました。



旧岡谷市役所庁舎にて

理論合宿での討議

合宿の討議では委員会活動に関する一般的な課題と、保存問題長野大会の開催についての 2 点が主題となりました。

[保存問題委員会の名称と委員会の守備範囲について]

保存問題委員会の名称にある「問題」の 2 字について、委員会

の内外から保存要望書や声明を発信する際に受け手へ「社会問題」を想起させ身構えさせてしまうことが懸念される等の指摘があり、その妥当性について討議されました。関連する「再生」などの文言の使用などが提案されましたが「より広い保存に関する包括的な『問題』を扱う活動内容を示している」現在の名称を変更するには至りませんでした。合わせて保存要望にあたり、JIA としてできること、また要望対象となる建築物の範囲が議題となりました。



諏訪湖ホテル迎賓館での討議

[保存問題長野大会の開催について]

2014 年の保存大会長野大会については、長野地域会の川上代表にご挨拶をいただいた後、丸山特別委員会委員長から準備状況の説明を受け議事を進めました。「保存は未来への創造である。」というテーマが掲げられ、大会へ向けて「残したい建築物調査票」の整備が進められています。開催地、諏訪・岡谷のかつての繁栄と現在の状況は近代化遺産の今後の在り方についての示唆に富んでおり、具体的な事例を交えながら討議が行われました。ここで行われる大会で示される主題が他の地域とも共有されてゆくことが期待されます。

二日間の合宿では近代産業の勃興と衰退のダイナミックな動きが街や建築物へ投影されている状況を直接感じながら議論を深めることができました。

末尾となりましたが、合宿を支えていただいた長野地域会の皆様に深く感謝申し上げます。

建築相談委員会

偶然は必然 そして今



建築相談委員会

杉山 恵子

■建築相談員をお引き受けし 1 年が経過した。

相談内容は施工に伴う技術的な問題は勿論のことこれにかかわる人々の問題処理能力不足が必ず影として都度散見され正にこの部分が相談者に多大なる不安を抱かせてしまっていると感じている。

相談を受けた後の帰り道は足も心もものすごく重い。こんな現実があるとは業界人として恥ずかしさも痛感する。専門家側の対応力不足など人的な不足不具合に起因していると判断するからだ。

人的な問題は誰にでも改められるし改善出来る前進への前段でもあると思うが気付かない人、気付こうとしない人、気付いても知らぬ顔をする人・・・

こんな人に会ってしまったことが一般には生涯で最大の財産を脅かし金銭だけに止まらず人生に負の財産を背負う背負わされることになってしまう。

急がない様に あわてない様に まかせ過ぎない様に 信じ過ぎない様に・・・

この言葉そのものは相談者に伝えないがその怒りと不安をまずは客観視して頂く様にも努めている。

JIA 神奈川事務局は英国の貿易会社勤務の祖父が関東大震災にて命を落とした横浜の関内に位置する。

建築家になれた事も相談室長の黒田氏や相原氏から相談員に推挙して頂けたことも祖父の導きと調停裁判の申立人としての経験

関東大震災にて被災した関内の正金銀行（現神奈川県立歴史博物館）
この斜め手前に J I A 神奈川事務局がある。
神奈川県立歴史博物館蔵

もあり弱者の立場と気持ちを理解出来る様になった私にとり重責ではあるが偶然が必然であったかもしれないと感じている。

私はこの調停に於いて弱者の立場を経験した。

半世紀以上前に父が土地の取得から自邸の建築に至るまで隣地に住む建築業を営む親戚に全てを安心し任せてしまった事から負の物語が始まっていた。

存在していたはずの道路がなぜか隣地が庭として使用していた。庭に変身していた道路を奪還すべくこの事実を自身で調査し代理人弁護士も驚いた膨大な資料を作成した。

法第 43 条ただし書き道路に何とか導くことが出来、当方も親戚も両者でようやく当時存在したはずの道路よりいたしかたなく幅員不足のまま開通させた。

調停終了までの間本当に悔しくばかばかし過ぎる長くて辛い期間であったが建築家として今後も生きていくにあたりいろいろな意味で疲労困憊したが貴重な経験となった。

父はわからないから安心して専門知識のある親戚に任せてしまった故のトラブルであったがこれは一般の立場にある方々においても平たく当てはまってしまうことだ。

何事も安心して専門家へ委ね頼る訳であり受諾者に不備不正があっても依頼者は目に見えるまでは気付かない。一方依頼者も自分の目を持たなければ見逃してしまうこともあり将来私の経験した様な悲惨な現実遭遇してしまうかもしれない。

幸いなことに私は自身の知識で気付き無償の労力を武器に相手方に立ち向かえた。

一般の方々が解決の道標となる受け皿の場は数少ないのが現状である為今後も建築相談室の役割は大きいと思っている。

相談者のお力になれる様に自身の辛く悔しかった想いを生かし諸先輩方々にご指導賜りながら自身の勉強と戒めの場として微力ながらもお手伝いさせて頂いている。

そして何よりも負の相談が減る事を強く願っている。

交流委員会

2013 法人会員サミット報告



交流委員会

渡邊 顕彦

■ 今回の JIA 大会には、交流委員会から 20 名が参加しました。9 月 6 日に法人協力会員サミット、開会式典、基調講演、レセプションパーティーなどが開催され、多くのプログラムに当交流委員会のメンバーも参加しました。さらに当交流委員会の有志で 5 日には前夜祭も行いました。

法人協力会員サミットは 10:00 から開催されましたが、会場は“チ・カ・ホ”の一画でした。“チ・カ・ホ”は 2 年前に開通した札幌駅と大通り公園を結ぶ地下道です。会期中は大会関連の展示やディスカッション会場に使用されました。公益社団法人になったからではないでしょうが、背後に市民の往来を感じる、まさに公共の場での討議となりました。

今年は公益法人になってから初めての協力会員サミットでした。テーマは“公益社団法人での法人協力会のあり方”7 支部、2 地域会が参加しました。

上遠野北海道支部長の挨拶に始まり、北海道支部から順に参加支部からの活動報告が行われました。関東甲信越支部からは、主な活動の紹介と特に公益社団法人になる前後で議論をした活動の制限、会計処理方法、個人協力会員の扱い等について報告しました。また他の支部に対して、公益法人化以降議論されていること



関東甲信越のテーブル

や取組などを質問しましたが、今のところ他の支部では特別な議論はあまりされていないようでした。報告のほとんどは以前からの課題である正会員との交流の活性化対策、法人協力会員になることでの差別化や取組などでした。

サミットに参加し、改めて当交流委員会が組織的にまとめた活動を行っていることを認識しました。他支部の報告では一般を対象にした定期セミナーの開催や設計事務所受付での対応など、我々の行っていない取組も聞くことができました。そのまま我々の活動に持ち込むことはできませんが、今後の活動に是非生かして行きたいと思います。

最後にサミット開催の準備にご苦労いただいた北海道支部の皆様、サミットに協力していただいた協力会員の皆様に改めて御礼申し上げます。来年も有意義なサミットが開催されることを期待します。



議長、司会席（北海道支部）



チ・カ・ホの一画で

アーバントリップ実行委員会

第 72 回アーバントリップ見学記

まちづくりに向けて



赤川 鉄哉

■概要：

6 月 29 日土曜、晴天の下、第 72 回 JIA アーバントリップが開催された。今回の見学地は、JR 中央線中野駅のすぐ近く、線路の北側に位置する警察大学校跡地を中心とした再開発地区で、プログラムは大きくふたつで構成され、ひとつは、正規見学としての「明治大学中野キャンパス」ならびに「帝京平成大学中野キャンパス」の見学、そしてもうひとつが、自由見学としての、同じ再開発地区内にあるその他の建物の見学となっている。現在では「中野四季の都市（まち）」と呼ばれている再開発地区内には、ふたつのオフィス、NAKANO CENTRAL PARK WEST、NAKANO CENTRAL PARK SOUTH や警察病院、中野四季の森公園などがすでに竣工、整備され、早稲田大学国際コミュニティプラザ（留学生寮）が現在工事中である。

また、設計説明の一部として、警大跡地の歴史や地区計画の概要、再開発にあたっての JIA 中野地域会の取り組み、早大国際コミュニティプラザの設計概要なども紹介された。

見学のテーマは、特徴ある中野というまちと、まちづくりを行う中で、建築と都市計画がどうかかわったのか？である。

■所感：

自由見学を含めた一連のプログラムを終えて感じたのは、空疎感、ある種の物足りなさであった。見学した建物は、ともに、大学都市型キャンパスに求められる多様な機能・要素、要求を高い

次元で手際よくまとめた、秀作・力作であるだけに、一層、違和感があるのかもしれない。再開発地区にある建物はどれも孤立的で相互のかけあいも、オープンスペースへの働きかけも見られず、公園もただポカンと空いているだけである。

そもそも、中野というまちは、都心直近の古くからの住宅地で、今や比較的安価な家賃や物価、利便性などから「住んでよかった街 No.1」ともなっている。駅前アーケード商店街・中野サンモールの賑わいは印象的で、中野ブロードウェイに代表されるサブカルチャーの発信地としても有名である。そうした特質をこの再開発の中でどこか引き継ぐようなことができなかったか——残念でない。見学が土曜日ということもあって、まちにはビジネスマンや学生はほとんど見かけられず、それが災いしているのかもしれない。秋葉原の再開発を思えば、やはりそこには「らしい」面影はなく、他所とそんなに変わることはない。最近のデベロッパー主導の再開発事例でも、積極的にデザインガイドラインを設け、協議会などでの相互調整や集積を重ねたとしても、その成果は芳しいものが少ない。いまだ、われわれは、業務・商業・住居・文化・教育など複合する超高層高密度都市のまちのイメージを描ききれていないのだ。

見学の帰り際に見かけた、わずかに公園の端部に設けられた水場に溜まり、キョーキョーと歓声をあげ遊ぶ子どもと、それをいとおしく眺める親たちの姿に少しは救われる思いがした。



明治大学中野キャンパス



帝京平成大学中野キャンパス



中野四季の森公園（画像は当日撮影したものではなく、インターネット上で得たものです。）

住宅部会

アメリカ広葉樹木材の現地を訪ねて
Part II

住宅部会

鈴木 理巳

■【キャロル・ベンテル氏の広葉樹木材を多用したニューヨーク市内の作品見学】

キャロル・ベンテル氏（ベンテル&ベンテル建築事務所共同主宰）はセントルイス生まれの建築家で FAIA（AIA のフェロー会員）として多くの受賞歴とハーバード、MIT、をはじめとした大学で教鞭をとり現在ニューヨークに事務所を持っている。

氏自らの案内により自作のレストラン 4 軒を見学した。気さくなお人柄と丁寧な解説、ともにしたランチなど得難い見学になった。インテリアには主にウォールナット、ホワイトオークを用いているが単に仕上げ材としての枠を越えた多彩なあしらいやボリューム感を持たせる使い方をしている点が特徴と感じた。

<ル・ベルナルダン>

ミッドタウンにある魚介料理フレンチ三ツ星レストランのスケルトン改修。インテリアの改修ではあるがアルミルーバーやガラスフィルムの利用で角地外部歩道から、見せず、隠さずに気配りした店舗となっている。梁形状の格子とその上の天井面全てがチェリー突き板で覆われているが、高い天井、淡褐色のカラーコーディネート、突き板の目透かし貼り、ライティングの效果で重くなりがちな高級感をソフトに包んでいる。特にプライベートルームでは障子の組子を思わせるスクリーンからは和の雰囲気さえ感じられた。（写真-1）



写真-1 ル・ベルナルダン チェリー材を使った天井とアルミルーバーによるモダンなインテリア

<ニューヨークセントラル（グランド ハイアット）>

グランドセントラル駅に隣接のグランドハイアットホテル内のレストラン・バーを数年前にリノベーションした。どちらかというとメタリックな材料が多用され他のベンテル作品とは異なったモダンでシャープなインテリアという印象を受けた。



写真-2 ノースエンドグリル ヒッコリー材を横積した個性的で贅沢な雰囲気のレストラン

<ノースエンドグリル>

グランド・ゼロ近くのレストラン。壁をレッドオークの板張りにダークブラウンの塗装でメリハリをつけている。ヒッコリー材を木口使いにした客席間仕切りは適度なプライバシーの確保と柔らかな雰囲気演出し、天井は白いボードに棹縁天井のアクセントを壁上まで下げてソフトな印象に仕上げている。我々の日ごろの設計では広葉樹材は厚さ 15 mm 程度のフローリングや突き板貼り、建具枠などが主流になっているが見学事例では使うボリュームが桁違いに多いと感じた。（写真-2）

<ルージュトマト>

もともとブリュッセルに店をもつ当レストランは環境、自然を優先し「食をとおして健康」というポリシーのもと食材はもとより食の空間に「光」「インテリア材料」「音響」「自然」をとりこんでいる。このオーナーの思いをベンテル氏はウォールナットの床材、淡いベージュの家具、ハードメープルの横ルーバー、池をイメージした水辺の上に張り出した客席、柔らかな光をかもし出すアクリカバーの天井ペンダント、林を思わせる壁面の内照式スクリーンなどで応えた。（写真-3）



写真-3 ルージュトマト 「自然と食」をモチーフにしたレストランらしいメープル材によるソフトな色相のインテリア

デザイン部会

イタリアと日本の比較は可能か
——トーク・イベント
「あゝ、イタリア。でもなぜ日本人が」——デザイン部会
会長

山本 想太郎

■ 2013 年 9 月 24 日、日本建築家協会関東甲信越支部デザイン部会と日本デザイン協会の共催によるトーク・イベント「あゝ、イタリア。でもなぜ日本人が」が開催された。部会の本年度活動テーマである「アートと建築」シリーズの一環となる。陣内秀信氏（法政大学教授）と大倉富美雄氏（日本デザイン協会理事）という、イタリア居住経験もあるお二人がパネラーとなり、イタリアの社会や暮らしとの比較を通して日本の姿を照らし出そうという企画であった。

まずは陣内氏が研究している、イタリアの地方小都市の現状についてのスライド紹介。トスカーナ州オルチャ川流域の村、ヴェネト地方トレヴィーゾ、サルデーニャ島、アマルフィ海岸地域の小都市など。これらの場所には特にシンボリックな観光モニュメントもなく、80 年代くらいまでは過疎化や産業低迷などにより危機的な状況にあったのだが、近年、新しい価値観を提示した地域興しによって観光誘致に成功しているところが増えてきているという。

その中で挙げられたいくつかのキーワードは示唆に富んでいた。「B&B（Bed & Breakfast）」という邸宅改修型の小ホテルによる、街中に暮らすような宿泊体験。日本でも最近聞かれる「アグリツーリズム」。「ガストロノミーア」という食と文化を結びつ



上：陣内秀信氏 下：大倉富美雄氏



会場のような

けたコンセプト。そして中世の石造建築や近代の産業遺産が改修され、それらの器となる。都市・建築をはじめとした既存の地域そのものこそが最大の資産であるという明確な考えに文化意識の深さを感じざるを得なかった。また「イタリア人は働かないと言われるが、それは組織労働者の話。職人や経営者はものすごく働いている」、「イタリアの都市が昔から変わらないというのは全く逆で、むしろ状況に合わせて変えていくという意識は強い。例えばヴェネチアの運河沿いの親水空間などは海運業が衰退したからできた」（陣内氏）といった、イタリアに対するイメージが変わるような話もあった。

後半は日本の生活や地域社会がそこから学び、同様の豊かさに結び付けていけるのかという議論となったのだが、そこではやはり根底にある社会構造や国民性の差異の大きさを痛感することになった。なかでも決定的と感じられたのはやはり、個人主義意識の違いである。イタリアは EU 主要国のなかでも中小企業比率が圧倒的に高い。生産効率や所得補足率が低い中小企業が多いと税金などの国家経営基盤は弱くなるが、一方で小事業主の意識はとて高く、公共など全く信用せず自分たちのことは自分たちでなんとかしようとしており、それがこれらの地域活性化に結びついていることは言うまでもない。よくある話だが、やはり資本主義経済と文化の豊かさの原理は最終的には相容れないということだろうか。大倉氏が最後のまとめで「それでも日本でも、何かうまくやり方がないかと思う」と述べたところにその気持ちがよく表れていた。イタリアをのんびり旅するような雰囲気を楽しみつつも、振り返って考えさせられる会となった。

情報開発部会

2013 年 11 月 15 日～16 日

東北（南三陸）復興状況視察報告

視察ルート：陸前高田⇒気仙沼⇒南三陸⇒女川

視察団員：天神、保坂、中田、深滝、井出、伊藤、駒田

情報開発部会
部会長

天神 良久

■「陸前高田市」（りくぜんたかたし）



上：写真1 下：写真2

陸前高田市は岩手県南東部の太平洋岸に位置する都市である。市の概要は、面積 232.29km²、総人口 19,509 人（推計人口、2013 年 10 月 1 日 ※参考：2010 年の総人口は 23,302 人）、人口密度 84 人/km²。東日本大震災による死者は 1,556 人・行方不明者は 217 人。震災後の報道としては「高田松原の奇跡の一本松、建屋の屋上へ乗り上げたトラック、被災した竹駒駅等」が記憶に残っている。今回は高田松原の漁港と奇跡の一本松を視察した。漁港にはトラック・クレーン・建設重機があふれ、トンネル・橋梁のインフラ工事が進んでいる。奇跡の一本松は、7 万本あった松林の中で奇跡的に 1 本の松だけ倒れずに残り震災直後から復興のシンボルと捉えられ、「奇跡の一本松」「希望の松」などと通称されるようになった。2011 年 10 月の調査で根が腐っており再生不可能と判断され保護を断念し、2012 年 9 月 12 日に伐採され、切られた松は防腐処理を施した上で元の場所に戻す復元工事が行われ、2013 年 7 月に完成した（写真 1、2）。松の 5m 範囲には簡易な柵があるため表面素材・質感は分からなかったが、見た感じでは複製模型の感じは無く巧みに復元されていると実感した。

■「気仙沼市」（けせんぬまし）

気仙沼市は宮城県北東端の太平洋沿岸に位置する都市である。市の概要は、面積 333.38km²、総人口 67,041 人（推計人口、2013 年 10 月 1 日 参考：2010 年の総人口は 73,494 人）、人口密度 201 人/km²。東日本大震災による死者は 1,209 人・行方不明者は 233 人。震災後の報道としては「海から打ち上げられた大型漁船、被災した南気仙沼駅等」が記憶に残っている。今回は海沿いの街道を車上から視察した。現地は典型的なリアス式海岸で道は狭く複雑に入り組んだ入江が多い。打ち上げられた漁船・がれきは既に撤去されている。既存道路の改修、ガードレールの取り換え、一部地域で造成工事が進んでいるが、復興はまだあまり進んでいないと感じた。

■「南三陸町」（みなみさんりくちょう）

南三陸町は宮城県北東部に位置し太平洋沿岸に面する町である。「平成の大合併」における志津川町と歌津町の合併によって 2005 年に誕生した。合併前の町名に両町とも津波の「津」が使われていると、語り部の世話役が説明していた。町の概要は、面積 163.74 km²、総人口 14,406 人（推計人口、2013 年 10 月 1 日 ※参考：2010 年の総人口は 17,431 人）、人口密度 88 人/km²。東日本大震災による死者は 614 人・行方不明者は 223 人。震災時の報道として一番心を痛めたのが「南三陸町防災対策庁舎内で、避難指示を町民にマイクで津波到来の直前まで呼びかけていた



左：写真3 右：写真4

女性職員が津波にのみこまれた事故」だ。津波で骨組みを残して破壊された南三陸町防災対策庁舎（写真 3）の前には、焼香台と花が置かれ今でも大勢の人が故人を偲んでいた。3 月 11 日のタイムテーブルは、14 時 46 分にマグニチュード 9.0 の東日本大震災地震が発生した、地震発生 43 分後の 15 時 29 分には南三陸町防災対策庁舎まで津波が押し寄せ、4 分後の 15 時 33 分に 10m を超える津波は庁舎の屋上に達し、屋上に避難していた職員 40 名以上が手すり・アンテナにしがみついていたが、10 人が生存し 30 人以上の尊い命が奪われた。庁舎以外の漁港のがれきはすでに撤去されている。復興はまだあまりすすんでいない（写真 4）が、土砂を運ぶトラックと語り部の大型バスが頻繁に現地を訪れていた。尚、破壊された骨組みだけの南三陸町防災対策庁舎は本年 1 1 月末までに撤去する予定だったが、国土交通省との協議の中で、保存の方向で動きつつある。

■「女川町」（おながわちょう）

女川町は宮城県に位置し太平洋沿岸に面する町である。日本有数の漁港である女川漁港があるほか、女川原子力発電所が立地することでも知られる。町の概要は、面積 65.80 km²、総人口 7,348 人（推計人口、2013 年 10 月 1 日 ※参考：2010 年の総人口は 10,051 人）。人口密度 112 人/km²。東日本大震災による死者は 602 人・行方不明者は 268 人。震災後の報道としては「基礎から崩壊し漁港に横たわる RC 造の建物、丘の中腹に打ち上げられた列車車両等」が記憶に残っている。漁港のがれきはすでに撤去されているが、横転した 2 棟の RC 造の建物は今も現地に横たわっている（写真 5）。復興はこれからだが造成



上：写真5 下：写真6



写真7

用のトラックが配置されている（写真 6）。また、復興後のグランドデザインのパースパネル（A1 サイズ）（写真 7）が漁港に掲示されており、復興計画を町民が知ることが出来る。

日本版 CAGE を考える

Enabling (エネーブリング) の手法としての
シャレットワークショップの可能性

小林 正美

■ イギリスの CAGE 活動の大きな要素として、「デザインレビュー」と「エネーブリング」がある。前者は、設計行為における事前協議調整を指すので我が国でもイメージしやすいが、後者は、なかなか良い訳語が見つからない。景観意識の向上や人材育成を実現するための啓発活動を意味するが、景観に殆ど意識が向いていない一般の人々や人材の乏しい地方の行政職員への地道な働きかけにより、私たちが暮らす環境や景観を向上させる促進活動は重要である。本稿では、筆者が長年取り組んでいる「シャレットワークショップ」の活動を紹介し、「エネーブリング」の一種として発展させるための課題について述べよう。

「シャレット」の原義は、フランス語の荷馬車であるが、パリ美術学校（エコール・デ・ボザール）の作品提出締め切り直前の駆け込みを起源に「短期間に集中して計画を行う」という意味に変化したと言われる。「シャレットワークショップ」は、現在では欧米のコミュニティ計画における主要な手法として取り入れられており、一週間程度の短期間に、さまざまな領域の専門家が現地入りし、行政や住民と会合を重ねながら、具体的な計画案を示し、最終的な合意案（主要なランドスケープ、デザインコード、建物のデザインなど）を確定するというものである。私自身は岡山県の地方都市で 20 年くらい継続して実施しているが、日本建築学会では都市計画委員会を中心に「学生と地域の主体によるシャレットワークショップ」を、毎年夏期に大会が開催される地域で開催し、今年ですでに 9 年目を迎えた。



札幌駅南口地下空間におけるワークショップの公開発表会



模型を交えた市民との熱心な意見交換の風景

学会の WS では、全国から公募で集められた大学院生と教員（40 人程度）が、地域に入り込んで、地元の問題点や将来ビジョンを考え、診断し、処方のための具体的な提案を行う。地域の経済、生活する人々、自然や伝統文化などを包括的に把握し、まちづくりや景観向上のための方向性を地域の人々と探ると共に、具体的にそれを実現するための方法論が求められる。専門家や地方行政の職員が社会でどうふるまうべきか、また一般市民の関心をいかに景観行政に向けるかという意味で、その啓発効果が大きく期待されている。

2013 年 8 月に実施した札幌 WS では、市内東部地域を対象に将来ビジョンの策定を行った。当該地区は工場跡地が多く、西部よりも高密度が遅く進展したが、札幌駅至近であるため、高層マンションなどの開発圧力も強く、早急に今後のまちづくりの方向性を考える必要があった。北海道大学、市役所などの支援を得て、現行都市構想の資料を参照して作業を行い、最終的には、札幌駅南口地下空間で市幹部職員および一般市民を対象に提案内容を発表し、多くの意見を得ることが出来た。重要なことは得られた知見を再度フィードバックし、今後の都市政策に繋げることである。

このようなシャレットワークショップは大変骨の折れる作業であるが、まだまだ制度化されておらず、学会や大学関係者のボランティアに頼っている状態である。今後は学生だけでなく行政職員を巻き込むかたちで公的機関がエネーブリングの一種として正式に位置づけ、制度として予算付けをしていくことが重要であろう。

公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部

2014 年度役員改選実施と立候補のお願い

－ 2014 年度役員改選に関するお知らせ －

2013 年 12 月 15 日
選挙管理委員会 委員長 柿崎豊治

当支部では公益法人移行後の新たな支部役員選出規約が成立するまでは、従来の支部役員選出規定に基づき、運営が図られることとなり、毎年度役員の半数改選に伴う告示に向けて、この規定に基づき、支部長直轄の選挙管理委員会を別記メンバーにより設置いたしました。これを受けて第 1 回選挙管理委員会を 11 月 20 日に開催し、従来の支部役員選出規定・役員選挙細則の確認及び改選日程などの検討を行い、第 1 回の告示を行うこととなりました。

なお役員改選に際し、下記の点につきご留意の上、会員各層より多数の立候補を期待いたします。

1. 幹事改選（15 名）
 - (1) 今回幹事の改選が行われる地域会（各地域会定数 1 名、計 10 名）
埼玉地域会・茨城地域会・新潟地域会・杉並地域会・世田谷地域会・千代田地域会・中央地域会・城南地域会・城北地域会・港地域会
 - (2) 今回自由選挙（委員会・部会・地域会を問わず）による幹事改選 5 名（定数 8 名の内）
 - (3) 今回幹事の改選が無い地域会（13 名）及び自由枠（3 名）
神奈川地域会・千葉地域会・栃木地域会・群馬地域会・山梨地域会・長野地域会・中野地域会・三多摩地域会・新宿地域会・城東地域会・文京地域会・渋谷地域会・目黒地域会、自由枠（3 名）
2. 監査改選（1 名）

監査については、役員選出規定により支部役員会からの推薦立候補者について、支部総会において選任されることになります。 定数 2 名の内 1 名
3. 選挙権と被選挙権及び役員任期
 - 1) 役員選出規定の第 5 条により以下の通り規定されています。
選挙権 ：選挙権を有する会員とは、選挙告示日の 1 ヶ月前（2013 年 11 月 15 日以前）に正会員としての資格を有する者。
被選挙権：被選挙権を有する会員とは、選挙告示日の 1 ヶ年前（2012 年 12 月 15 日以前）に正会員としての資格を有する者。

◎ 2013 年度選挙管理委員会

委員長 柿崎豊治（（株）アルコ建築設計事務所）
副委員長 田川尚吾（フォルタレーザ建築設計事務所）
委員 青野達司（青野設計事務所）
大隈 哲
亀田広志（（株）A E A 総合計画事務所）
渋谷一彦（昌平坂建築研究所）
清水国寿（しみず建築工房）
平井正之（（有）MHA 建築設計事務所）
松枝雅子（（株）松枝建築計画研究所）
森田敬介（森田建築設計事務所）

◎ 2014 年度役員選挙にて選出する役員数

* 幹事 15 名／地域会選挙（各 1 名、計 10 名）
埼玉地域会・茨城地域会・新潟地域会・杉並地域会・世田谷地域会・千代田地域会・中央地域会・城南地域会・城北地域会・港地域会
自由選挙枠（定数 8 名の内 5 名）
* 監査 1 名

- 2) 役員の任期については支部規定により以下の通り規定されています。
第 7 条 役員の任期は 2 年とし、4 月 1 日に始まり翌々年の 3 月 31 日に終わる。
但し、社団法人日本建築家協会役員選挙基準及び細則により選出された支部長、副支部長の重任は妨げない。
2. 第 1 項の支部長、副支部長以外の役員にあっては、役員会の議決により重任を認めることがある。

4. 幹事への立候補

幹事の立候補には次の 2 通りの方式があります。

- (1) 自立による立候補
- (2) 正会員 3 名以上の推薦を得た推薦立候補

5. 立候補届け出の期限

立候補届け出については、所定の届け出書式により持参又は郵送により選挙管理委員会宛に提出願います。

届け出期限は

2014 年 1 月 21 日（火曜日）です。＜必着＞

※ 重任立候補の場合は、役員会承認が必要となりますので、1 月 14 日を目途にお申し出ください。

6. 立候補届け出用紙は、支部事務局に用意しておりますので、ご来訪いただくかお電話（TEL：03-3408-8291）をいただければご送付いたします。

◎ 2013 年度任期満了となる役員氏名

* 幹事 寺山 実（埼玉） 益子一彦（茨城）
塚本久志（新潟） 新庄宗昭（杉並）
中田正二（世田谷） 太田安則（千代田）
齊藤友紀雄（中央） 木村利雄（城南）
信原利行（城北） 連 健夫（港）
上垣内伸一（自由枠） 大澤秀雄（自由枠）
河村大助（自由枠） 三原栄一（自由枠）
柳 学（自由枠）
* 監査 松原忠策

◎ 2014 年度留任する役員氏名

* 幹事 高橋隆明（神奈川） 寺川典秀（千葉）
阿久津新平（栃木） 水上勝之（群馬）
手塚元廣（山梨） 山口康憲（長野）
山崎隆造（中野） 近藤剛啓（三多摩）
菊地 守（新宿） 左 知子（城東）
河野有悟（文京） 高階澄人（渋谷）
棚橋廣夫（目黒） 鈴木利美（自由枠）
野中 茂（自由枠） 藤沼 傑（自由枠）

* 監査 金子修司

役員選出規定

（支部役員選出規約制定まで従来の役員選出規定、役員選挙細則を準用）

● 制定 1987 年 7 月 7 日
一部改正 1995 年 5 月 22 日
一部改正 1999 年 5 月 20 日
一部改正 2000 年 5 月 24 日
一部改正 2007 年 5 月 17 日

第 1 章 総則

〔規定の制定〕

第 1 条 この規定は、支部規定第 5 条第 2 頂の定めにより制定する。

〔選出の方法〕

第 2 条 支部長は、社団法人日本建築家協会役員選挙基準により選出される。

2. 副支部長は、当支部より選出された理事及び当支部幹事の内から支部長の指名により選出する。
3. 幹事は総数 3 1 名とし、各地域会毎に割り当てられた定数 1 名については当該地域会に所属する正会員の選挙によって選出し、残る定数については支部に所属する全ての正会員による自由選挙によって選出する。
4. 幹事長・副幹事長・常任幹事は、役員会で選出する。
5. 監査は、役員会が選挙管理委員会に推薦し、総会において選任する。

〔選挙の方法〕

第 3 条 選挙とは、第 4 条に定める立候補者を正会員の直接投票によって選ぶ制度を言う。

2. 前項の投票は選挙人無記名による通信制とする。
3. 立候補者が定員と同数又は定員に満たないときは、全員選出されたものとする。
4. 前項の立候補者が定員に満たないときの取り扱いについては、選挙管理委員会で定める。

〔立候補〕

第 4 条 被選挙権を有する正会員は、自ら立候補し、又は選挙権を有する正会員 3 名以上の推薦を受けて立候補者となることができる。

〔選挙権と被選挙権〕

- 第 5 条 選挙権を有する正会員とは、選挙告示の日から 1 ヶ月前に正会員としての資格を有する者。
2. 被選挙権を有する者とは、選挙告示の日から 1 ヶ年前に正会員としての資格を有する者。

第 2 章 選挙管理委員会

〔選挙管理委員会委員〕

第 6 条 支部長は、選挙が民主的かつ公正に執行されるために、支部に役員会から独立した機関として、選挙管理委員会を設置する。

2. 選挙管理委員会の委員長及び委員は、支部長が定員 9 名以上 1 3 名以下の範囲で任命する。
3. 選挙管理委員会委員は、当該支部及び社団法人日本建築家協会役員選挙に関して被選挙人になれないと共に立候補者の推薦人になれない。
4. 選挙管理委員会は、定数の 2 分の 1 以上の出席がなければ議決することが出来ない。
5. 議決は、多数決とし、可否同数のときは委員長の決するところによる。
6. 委員は、代理出席を認めない。
7. 選挙管理委員会は単年度制とし、当該選挙を執行管理し、その選挙の結果を速やかに支部長に報告し、公告することによって任務を終了し、総会の終了と共に自動的に解散するものとする。
8. 支部役員の選挙にかかわる細則等は選挙管理委員会において制定し、又は改廃することが出来る。

第 3 章 役員の選挙

〔広報〕

第 7 条 選挙の広報は、支部正会員に対して、支部会報掲載によって次のような順序で行われる。
第 1 回 選挙の告示、第 8 条に定める立候補の届け出に関すること、選挙管理委員会に関すること（細則含む）の発表。
第 2 回 立候補者の抱負並びに推薦理由を掲載した立候補者名簿、投票開始日、投票終了日及び投票に関する注意書、投票用紙を同封して支部正会員に配布。

〔立候補の届け出〕

第 8 条 立候補を希望する者又は立候補者を推薦しようとする者は、広報に示された書式によって、指定された締切り日までに必着するよう、立候補届けを選挙管理委員会に提出又は郵送するものとする。

〔当選人の決定〕

第 9 条 有効投票の得票数の多い順位によって当選人を決める。得票数が同一の場合は、選挙管理委員会が抽選で順位を決める。
2. 投票に関する有効、無効の判断は、選挙管理委員会の専決事項とする。

付則

1. この規定は 1 9 8 7 年 7 月 7 日より施行する。

役員選挙細則

(支部役員選出規約制定まで従来の役員選出規定、役員選挙細則を準用)

● 制定 1987 年 7 月 7 日
一部改正 1995 年 5 月 22 日
一部改正 2000 年 11 月 30 日
一部改正 2003 年 10 月 30 日
一部改正 2013 年 11 月 20 日

1. 細則制定の根拠

この細則は、役員選出規定第 6 条 8 項の定めにより制定する。

2. 選挙に必要な書式

- 選挙の届け出及び投票は、選挙管理委員会が制定した書式によって行う。
- 選挙管理委員会は、立候補の届け出期限の 2 0 日前迄に選出規定の第 7 条の第 1 回選挙の告示を行わなくてはならない。
- 選挙管理委員会は、各選挙の立候補者名簿等、同上第 2 回の通知を、投票締め切り日の 1 4 日前迄に各選挙人に行わなければならない。

3. 選挙の方法

選挙は幹事の選挙とし、監査は役員会の選挙管理委員会に推薦した者について、総会において選任する。

4. 投票の効力

- 有効な投票
 - 投票者の意志が明らかに記載されている投票は次項の場合を除き有効とする。
 - 連記投票の場合、同一氏名を重複して記載したものは 1 個の記載とみなす。
 - 連記投票の場合、所定の員数に満たない記載は、その総てを有効とする。
 - 同一の氏名、氏または名の立候補者が 2 人以上いる場合において、そのいずれかを区別し難い投票は当該者の他の有効投票に按配して、それぞれ加えるものとする。この場合は 1 票未満の端数は切り捨てる。
- 次の各号の一に該当する投票は無効とする。
 - 選挙期日後に到着したもの（開票前に到着したもので、選挙期日までの消印のあるものは有効）。
 - 何人を記載したか確認し難いもの。
 - 立候補者名簿に記載した立候補者以外の記載をしたときは、その部分のみ無効とする。
 - 連記投票の場合は、所定の員数を越えて記載したものはその全部を無効とする。
 - 連記投票の場合、一部の氏名が確認し難いときはその部分のみ無効とする。
 - 所定の投票用紙を用いない投票。
- 上記のほか、判定し難い投票の効力については、選挙管理委員会が決定する。

5. 当選人の決定及び補欠選挙

- 立候補者が定員に満たない場合は、立候補者は全員を当選とし、定数に不足する人数については補欠選挙を行う。ただし、補欠選挙で選挙実施の当該年度中に当選人を選出出来ない場合、或いは補欠選挙で当選人を選出出来ない場合は欠員とし、翌年度の選挙で併せて欠員の選挙を実施することとする。
- 改選期以外の場合においても、役員定数の 3 分の 2 を割るような状況が生じた場合については、原則として補欠選挙を行う。
- 監査については、総会の承認により決定する。

6. 選挙の無効

- 選挙管理委員会が、選挙が役員選出規定もしくはこの細則に違反して行われた事実を認知した場合、協議の上、選挙の結果に異動のあると認めた場合は選挙の一部または全部を無効とする事がある。
- 正会員は選挙が役員選出規定もしくはこの細則に違反して行われたことを理由に、当選人の決定に異議のある場合は、当選人の決定後 1 ケ月以内に選挙管理委員会に文書をもって異議の申し立てをすることが出来る。この場合には選挙管理委員会は、それが選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあると認めたときは、選挙の全部または一部の無効を決定する。
- 前項の規定による当選の無効の決定があったときは、次点者をもって充てる。

7. 立候補者の推薦

推薦人は選挙権を有する正会員とし、立候補者を 3 名まで推薦できる。

8. 届け出

- 立候補の届け出は所定の用紙にすべて必要な記載を行い、規定の日限までに届け出を行う。
- 選挙管理委員会は、立候補の届け出を受理した場合は、記入事項を満足した上、被選挙権の有無、推薦者の資格及び立候補者の容認を確かめ、これを立候補者名簿に登録する。立候補者の容認は本人の自署及び捺印による。
- 立候補者は、立候補届け出締め切り後 3 日以内に選挙管理委員会に届け出をしなければその立候補者たることを辞退することが出来ない。

9. 補欠選挙

細則 5. の a. b. の補欠選挙にあつては、役員選出規定及びこの細則を準用する。

10. 欠員の補充

- 幹事に欠員が生じた場合は、原則として次点者の繰り上げ当選により補充を行い、補充選挙は行わない。但し、次点者がいない場合においては、残任期間について支部長が指名し、補充を行う。
- 監査については、欠員が生じた場合は、残任期間について支部長指名により選任補充を行う。

11. 記録の保存

選挙管理委員会は、投票の記録を作成し、全投票とともに当該選挙にかかわる役員の任期間、保存しなければならない。

12. 選挙に関する活動

- 会員は、立候補者の支援、立候補の宣伝のため本会の名誉、目的に反する不正な行為をしてはならない。
- 上記の目的のため、本会の事務局職員の協力、施設の使用の便宜を得てはならない。

13. 被選挙権者の会費納入

役員選出規定第 5 条 2 項の被選挙権者については、役員資格の重要性に鑑み、立候補届け出締め切りまでに当該年度の会費を完納するものとする。

付則

- この細則は 1 9 8 7 年 7 月 7 日より施行する。

古文獻で蝶と遊ぶ

小学生の頃に熱中していた蝶を再開して 35 年ほどになる。標本の蒐集だけでなく、分布調査、飼育実験、生態写真撮影と幅広く楽しんでいるが、その中で最近特に面白いのは、古典文献を調べることだ。蝶に関する興味あるテーマをみつけて、その謎解きをするのは実にスリリングで楽しい。

私は蝶の中でも特にウスバシロチョウという蝶が好きで、ここ 30 年ほどはこれに入れ込んでいる。この蝶は 1866 年(慶応 2 年)に英国人とロシア人の二人が同時期に別々に命名記載し、どちらの学名に優先権があるか、近年まで混乱していた曰くつきの蝶だ。その和名は現在はウスバシロチョウと言われているが、明治時代はニコウシロチョウと呼ばれていた。そしてその由来が、栃木県日光で沢山採れたからという“地名説”と、日向が好きなことからくる“太陽説”とあり、謎に包まれていた。

これは是非とも自分で確かめてみよう、つくば市の科学博物館の図書室で調べことにした。ここは自然科学関係の文献では国立国会図書館に匹敵する蔵書があり、今回は国内で数冊しかないお宝文献を自分の目で見ること目目的の一つだった。あらか

「クリスマスプレゼント」

■ クリスマス・イブに搭乗した国際線。日が変わり突然、全座席のモニターに娘の誕生日を祝うメッセージが表示され、なんとコックピットに招待されて行きました。うらやましいクリスマスプレゼントです。でも娘は節分生まれです。 [市村]
■ 毎年恒例ですが心の中で「安易な商業主義、コマーシャルズムに惑わされるな」と思います。でもやはり、財布から千円札が何枚か出ていきます。世の中が平和なのかも知れませんが。 [岡本]
■ 年長さんの時、サンタさんへのはがきには欲しかったおもちゃを書いたのに、枕元にあったのは子供用の大工道具セットだった。がっかりした。こんな仕事をするようになったのはサンタのせいだ。 [倉島]
■ 自分へのクリスマスプレゼントには少し早いですが、11 月末に韓国へ久しぶりに行ってきました。気になっていた建築も見ることができ、おいしい食事もこれ大満足の旅でした。 [杉山]

編集	：公益社団法人 日本建築家協会 関東甲信越支部 広報委員会
委員長	：河村 大助
副委員長	：市村 宏文・植木 健一
委員	：大川 宗治・岡本 寛・加藤 誠洋・倉島 和弥 杉山 英知・萩尾 昌則・土居 志朗・中村 晃 八田 雅章・Florian Busch・長坂 典和・池田 寛 立石 博巳・本田 孝一郎
編集長	：市村 宏文
副編集長	：土居 志朗
編集委員	：大川 宗治・倉島 和弥・杉山 英知・萩尾 昌則・長坂 典和 池田 寛・八田 雅章・立石 博巳
表紙 / 本文デザイン	：(株) スタジオネオ 伊波 サチヨ 菅原 真希

■ 販売価格 300 円 (本体 286 円 + 消費税 14 円) / 会員の購読料は会費に含まれています。

じめリクエストしてあった古文文献がワゴンに山積みされていて、それら前にワールドで珍蝶を採る前のような快い緊張感にひたった。ボロボロになった本でも、良い本ほどオーラに包まれている。心持ち震える手で目的の頁を開き、初めて見るその文字列に興奮しながら、デジカメで撮影していると、すっかり時の経つのを忘れる。

結局その日は、探していた名前の由来を物語る資料は見つからなかった。しかしどうしても事実を究明したい。調べを進めるうちに、古文文献に詳しい虫友から、それらしき文献の写真データが送られてきた。慎重に検討した結果、ついに“地名説”であることが解明できた。珍蝶をネットに入れた時のような至福感を久しぶりに味わうことができた。 〈寺 章夫〉

編集後記

■ クリスマスプレゼント誰もが昔を思い出したりするほのぼのとした懐かしい言葉ですね。私はカトリック教会のボーイスカウトの役員をしておりますのでクリスマスミサに参加してお祝いします。今年の妻のプレゼントが楽しみです。私は妻にかぐや姫の物語の映画をプレゼントしたいと思います。 [立石]
■ 眠りの浅い小 6 になる娘に、さすがにもう真実を伝えるか、こっそり忍び込んでプレゼントを置くか、今年のイブが正念場だ。 [土居]
■ 毎年、この時期になると、サンタクロースの存在を信じきっている豚児へ「今年は何を頼むの?」とリサーチをしなければならない。年々、高価になっていくのが気がかりだが、はたして、今年は・・・。 [長坂]
■ 毎年、子どもへのクリスマスプレゼントには、私が書いた手紙をサンタさんからのメッセージとして添えている。今年こそは癖のある筆跡を見破られてしまうのかどうか… [萩尾]

発行人	：菊地 良一
発行所	：公益社団法人日本建築家協会 関東甲信越支部 〒 150-0001 東京都渋谷区神宮前 2-3-18 JIA 館 Tel: 03-3408-8291(代) Fax: 03-3408-8294
印刷	：株式会社 協進印刷

■ JIA 関東甲信越支部関連サイト一覧

- ・ (公社) 日本建築家協会 (JIA) <http://www.jia.or.jp/>
- ・ 建築家 online (一般向け) <http://www.jia-kanto.org/>
- ・ JIA 関東甲信越支部 (会員向け) <http://www.jia-kanto.org/members/>

© 公益社団法人 日本建築家協会 関東甲信越支部 2013

